

国土建第121号
国土建整第29号
平成27年6月3日

一般社団法人日本建設組合連合 会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設市場整備課長

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正の周知について

足場からの墜落・転落災害の防止については、厚生労働省において、平成21年6月に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）を改正し、足場、架設通路及び作業構台（以下「足場等」という。）の墜落防止措置等の見直しが行なわれたところであるが、当該見直しに係る労働災害防止の効果等を検証し、必要な対策について更なる推進を図る必要があるとの観点から、専門家による「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」（以下「検討会」という。）において、足場からの墜落・転落災害の防止対策の検討が行われてきたところです。

今般、検討会において足場からの墜落・転落災害の防止対策について報告書が平成26年11月に取りまとめられ、その結果を踏まえ、足場等からの墜落・転落に係る労働災害防止対策の強化を図るため、厚生労働省において、別添1のとおり、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第30号）」（以下「改正省令」という。）が平成27年3月5日に公布され、平成27年7月1日から施行されるところです。

また、今後の足場からの墜落・転落災害の防止対策に当たって、労働安全衛生規則上の措置とともに検討会報告書にて推進することとされた墜落防止措置を中心に、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」が改正され、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より、別添2のとおり、同要綱の改正について、建設業関係団体、事業者への周知等を求められたところです。

つきましては、貴団体におかれましては、その趣旨をご理解いただくとともに、貴団体傘下の会員等に対しても、適宜その周知を図られるようお願いいたします。

その際、検討会報告書によると、平成21年度から平成23年度に発生した足場からの墜落・転落災害の発生事案のうち、労働安全衛生規則に基づく措置を実施していなかったものや不十分であったものが91.8%を占めているところであり、改正省令に基づく措置の適切な実施のため、改正省令で強化された足場からの墜落・転落に係る労働災害防止対策につ

いては、実施可能なものについて、改正省令の施行を待たず、速やかに実施していただきますよう、お願いいたします。

なお、法定労働災害補償制度の補完を目的とした法定外労働災害補償制度の普及は、建設労働者の労働福祉の向上及び企業経営の安定に寄与することから、引き続き貴団体傘下の会員等に対して周知を図られるようお願いいたします。